

第2部 子ども・子育て支援

浜松市子ども・子育て支援事業計画

第1章 はじめに

1 趣旨

子ども・子育て関連三法及び基本指針に基づき、就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備、その他業務の円滑な実施を目的とします。

2 経緯

平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「第1期 浜松市子ども・若者支援プラン」（計画期間：平成27年度から令和元年度までの5年間）を策定し、就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備、その他業務の円滑な実施を推進してまいりました。

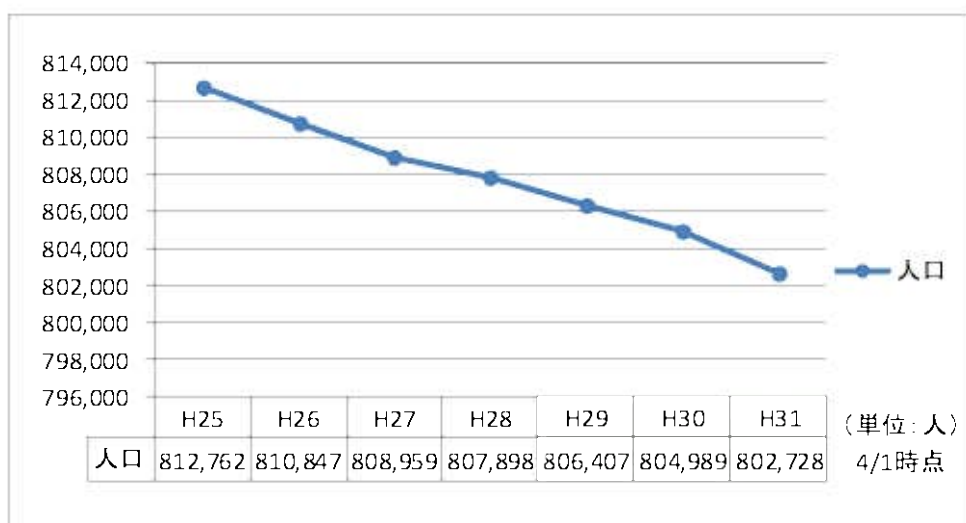
今般、第1期計画期間が終了するにあたり、平成30年度に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査結果」を踏まえ、令和2年度からの5年間の就学前の教育・保育や地域における子ども・子育て支援の確保策等を定め、施策・事業を実施します。

第2章 浜松市の現況

I 人口・家族・社会に関すること

1 人口の推移

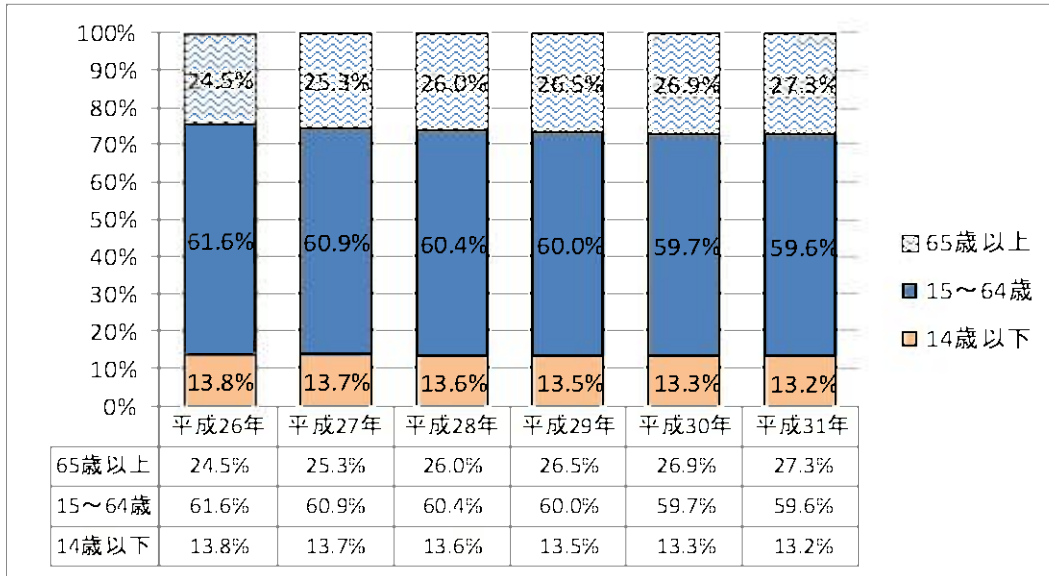
浜松市の人口は、平成20年をピーク（82万5,810人）に減少を続け右肩下がりの状況にあり、平成31年時点の人口は80万2,728人と、ピーク時の約97.2%となっています。



(浜松市の人口)

2 人口構成の推移

人口構成の推移を見ると、65歳以上の高齢者の増加に伴い、15歳から64歳の生産年齢人口や、14歳以下の年少人口の割合が減少しており、少子高齢化の傾向が見られます。

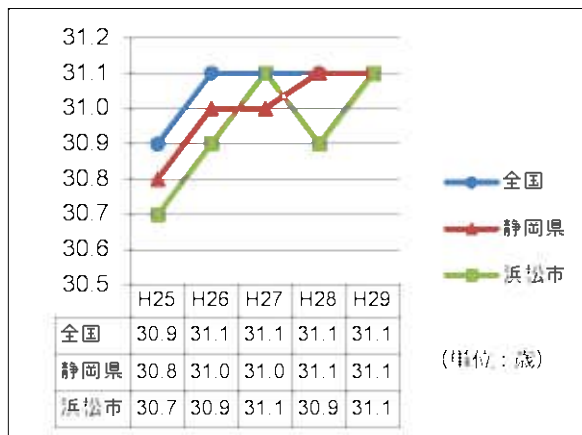


(浜松市の人口)

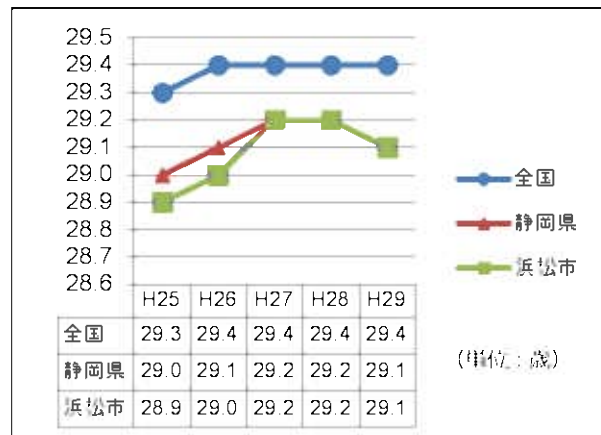
3 平均初婚年齢

平均初婚年齢は、全国的には近年はほぼ横ばいですが、浜松市の場合、男性は一旦若年化の傾向を見せたものの、再び初婚年齢が上昇しています。女性は高年齢化の傾向がやや鈍化し、若年化の傾向が見られます。

男性



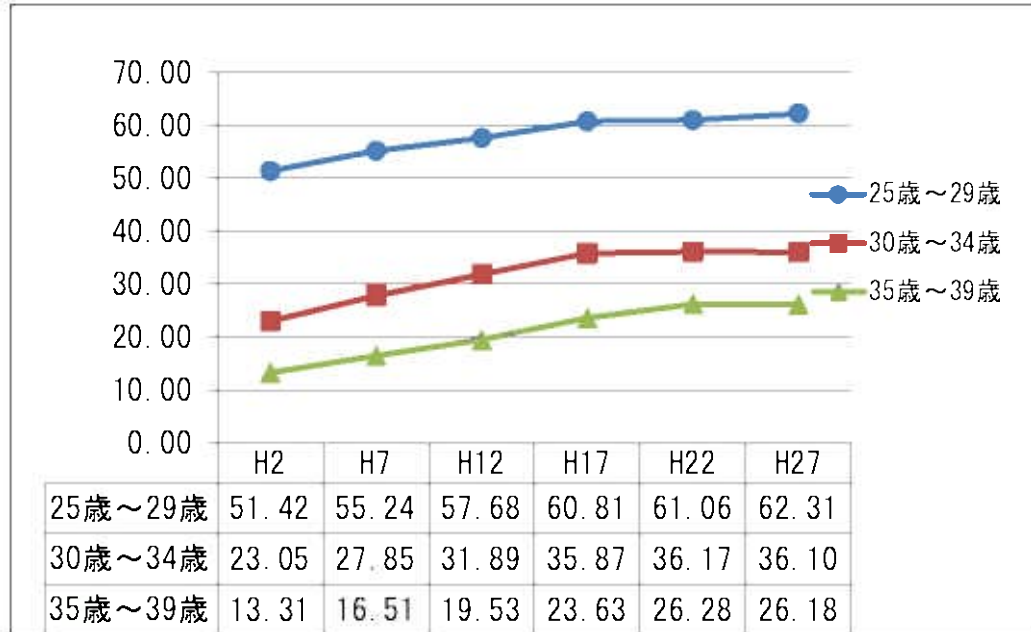
女性



(厚生労働省・人口動態調査)

4 浜松市の未婚率

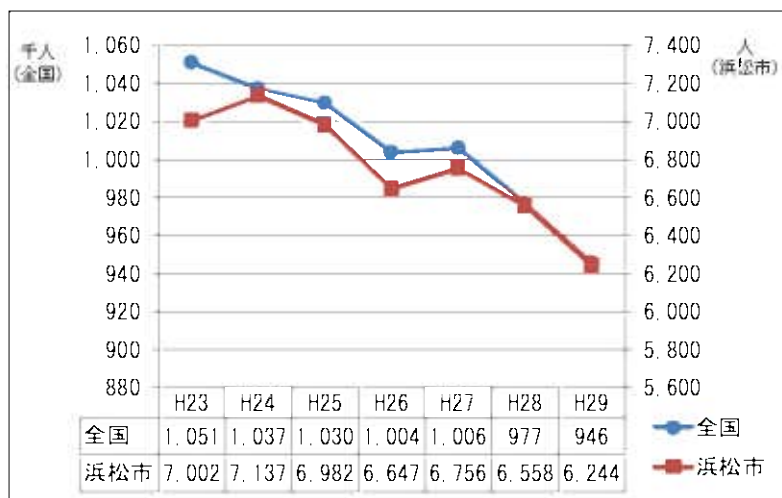
浜松市の未婚率は、近年では各年齢層においてほぼ横ばいもしくは緩やかな上昇傾向と言えます。



(平成27年国勢調査)

5 出生数の推移

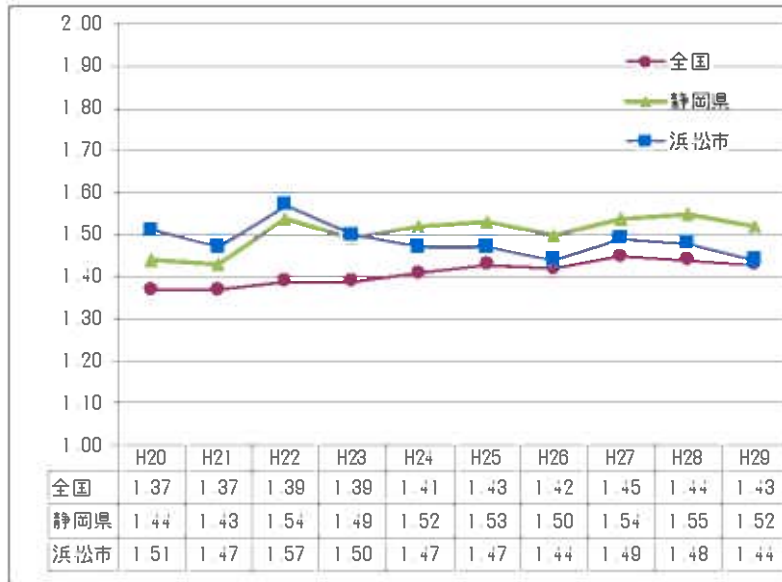
浜松市の出生数は、一時持ち直しの傾向を見せたもののその後落ち込んで、平成29年には6,244人となっています。全国的に見ても同じような減少傾向にあると言えます。



(全国：厚生労働省
人口動態調査)
(浜松市：浜松市保健衛生
年報)

6 合計特殊出生率の推移

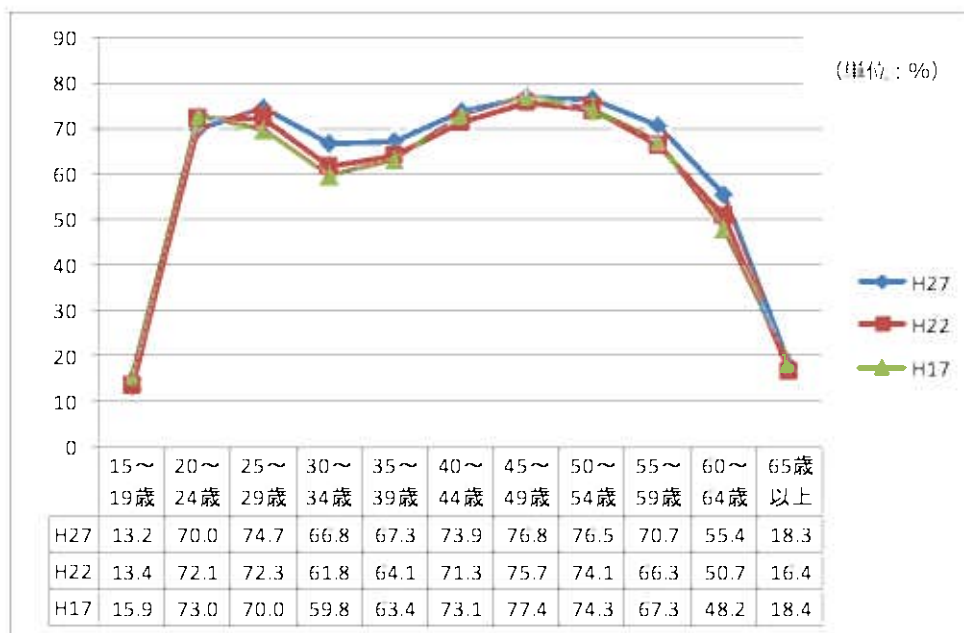
合計特殊出生率は、全国・静岡県と比較すると増減はあるものの若干の減少傾向が見てとれます。



(浜松市保健衛生年報)

7 女性の就業率

浜松市の女性の就業率は、20歳代で一旦ピークを迎え、結婚・出産期に当たる年代に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いており、平成17年・平成22年・平成27年の国勢調査を比較しても大きな変化は見られません。



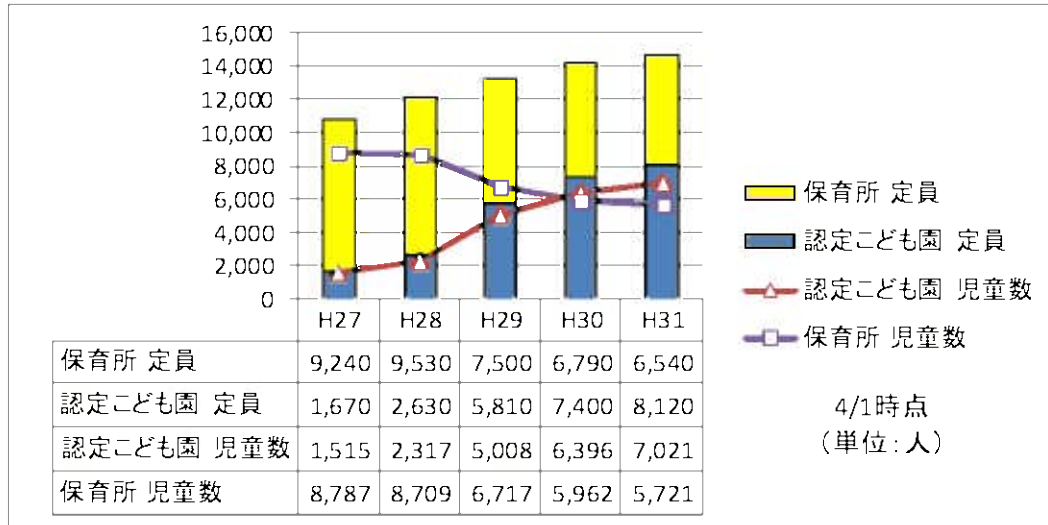
(平成27年
国勢調査)

II 認定こども園、保育所、幼稚園、放課後児童会等の利用の状況



1 認定こども園（2・3号）・保育所の定員、利用児童数の推移

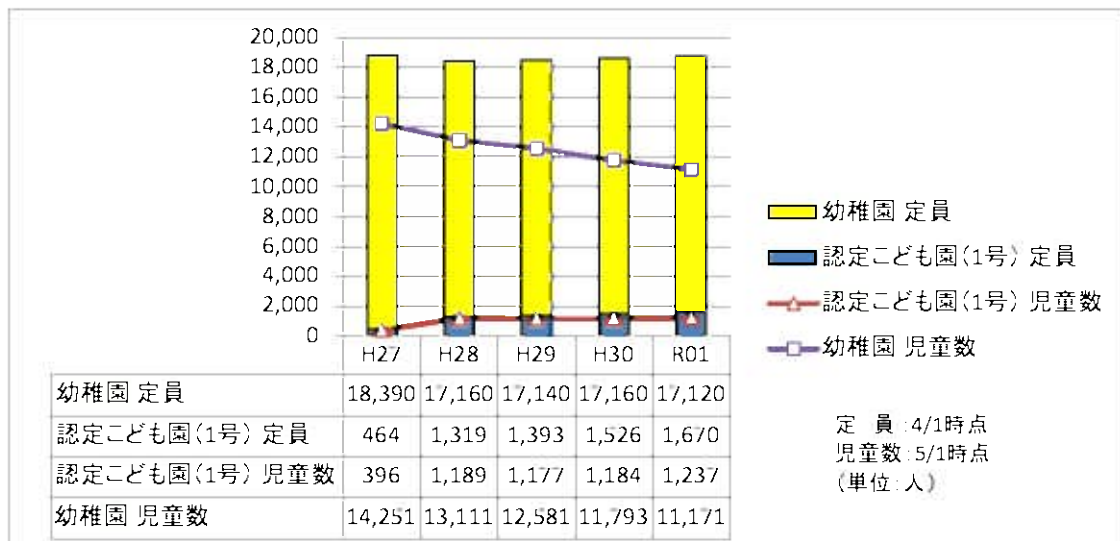
施設整備に加え保育所から認定こども園への移行が進んだことにより、認定こども園は定員・児童数ともに増加しています。一方で、保育所は緩やかに減少しています。全体として定員は増加しています。



(浜松市子ども家庭部調べ)

2 認定こども園（1号）・幼稚園の定員、利用児童数の推移

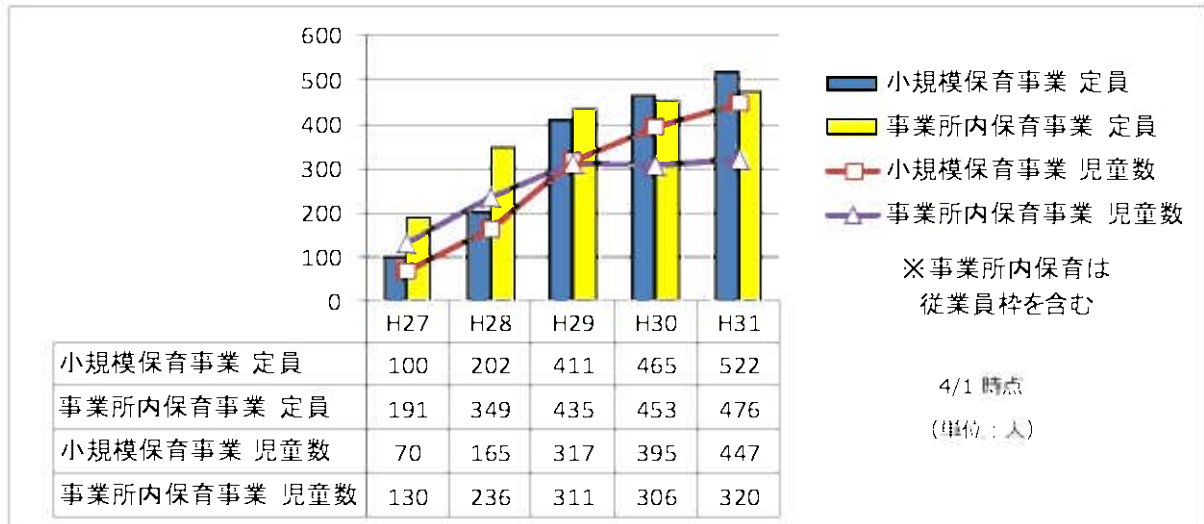
認定こども園（1号）は、幼稚園から認定こども園への移行が進んだことにより、平成28年度大幅に増加し、その後は施設整備と保育所から認定こども園への移行により、緩やかに増加しています。一方で幼稚園は定員はほぼ横ばいですが、少子化と保育需要の変化に伴い利用児童数は減少傾向にあります。



(浜松市子ども家庭部調べ)

3 地域型保育事業の定員、利用児童数の推移

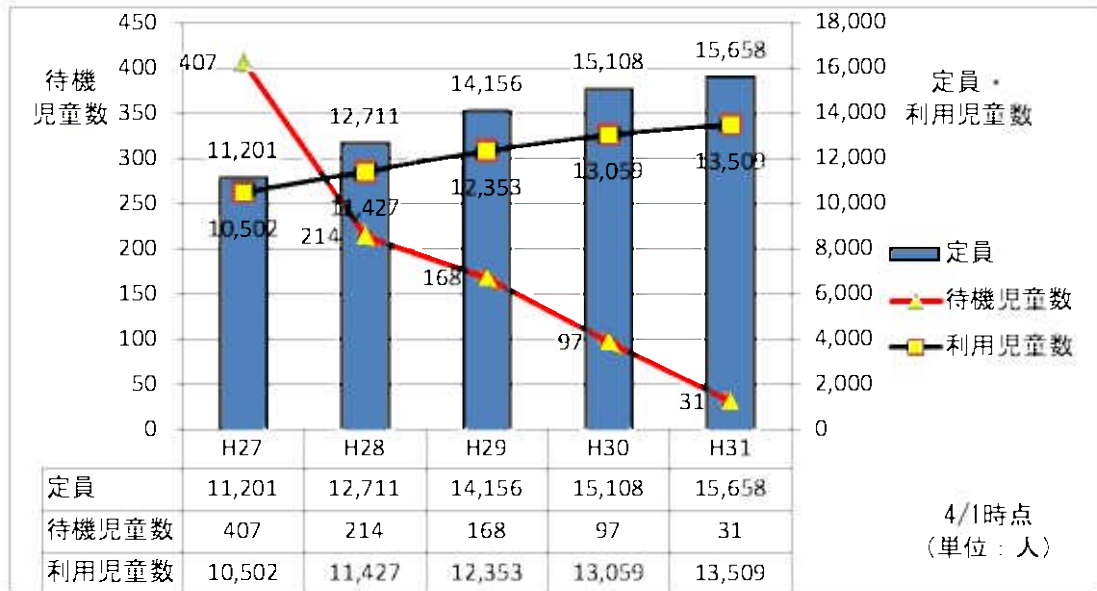
地域型保育事業は、制度が開始された平成27年度以降、新規開設が進んだことにより増加しています。



(浜松市こども家庭部調べ)

4 保育所等の待機児童の状況

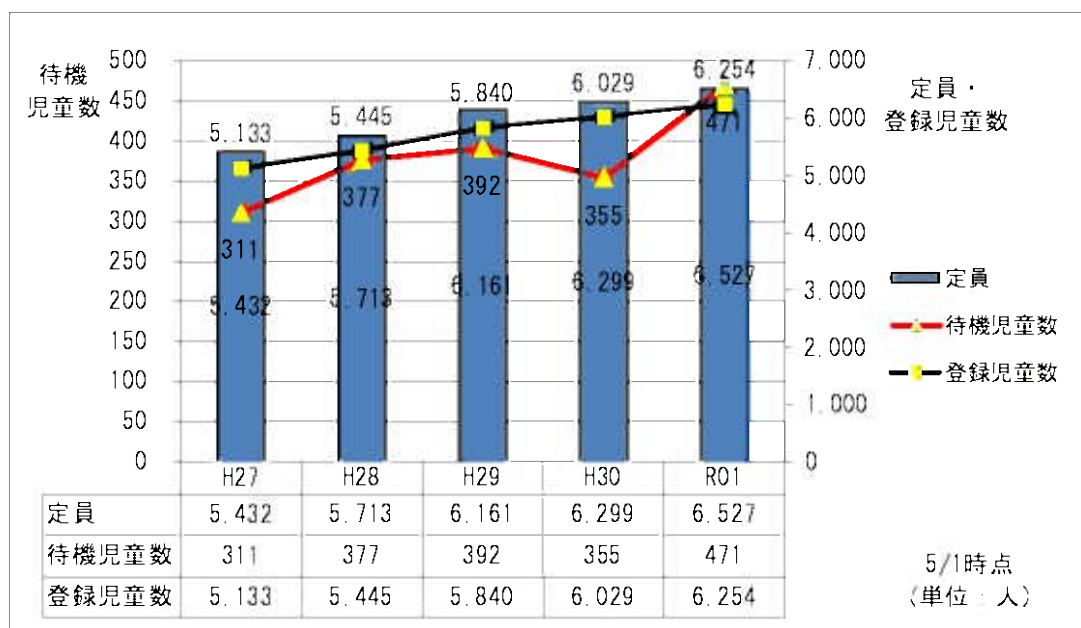
保育所等の待機児童数は施設整備等による定員拡大により減少し、平成27年度の407人から平成31年度には31人となっています。



(浜松市子ども家庭部調べ)

5 放課後児童会の待機児童の状況

放課後児童会の待機児童数は、平成27年度からの増加傾向から平成30年度に一旦減少したものの、再び増加しています。



(浜松市学校教育部調べ)

第3章 ニーズ調査結果等について

I 調査の概要

1 調査の目的

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」を策定するため、平成30年度にニーズ調査を行いました。このニーズ調査は、計画期間中に確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための、現状や今後の利用希望を把握することを主な目的としています。

2 調査項目

	就学前児童保護者	小学生保護者
1	お住まいの地域について	お住まいの地域について
2	お子さんとご家族の状況について	お子さんとご家族の状況について
3	子供の育ちをめぐる環境について	子供の育ちをめぐる環境について
4	お子さんの保護者の就労状況について	お子さんの保護者の就労状況について
5	お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	お子さんの放課後の過ごし方について
6	お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について	放課後児童会の利用希望について
7	お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について	子供の貧困対策について
8	お子さんの病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）	※今回追加された設問 ・平日の教育・保育を行う施設を利用する際に監視すること（就学前） ・幼稚園の利用希望（就学前） ・保育料無償化による事業の利用希望（就学前） ・子供の貧困対策の支援先について（就学前・小学生） ・困窮家庭への必要な支援について（就学前・小学生）
9	お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	
10	小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳以上）	
11	育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	
12	子供の貧困対策について	

3 調査方法

	就学前児童保護者	小学生保護者
調査対象	市内在住で就学前の子供がいるご家庭の中から 3,000 人	市内在住で小学生の子供がいるご家庭の中から 2,000 人
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 30 年 11 月 15 日 (木) ~平成 31 年 1 月 31 日 (木)	

4 回収状況

	就学前児童保護者	小学生保護者
発送数	3,000 票	2,000 票
回収数	1,349 票	980 票
有効回収数 [※]	1,345 票	975 票
有効回収率	44.8%	48.8%

5 調査結果の概要（主なもの）

1 保護者の就労状況について

フルタイム又はパート・アルバイト等により、就学前児童の母親の 50.3%が就労しており、前回調査（平成 25 年度）の 49.6%と比べて 0.7 ポイント上昇しています。また、小学生の母親では 74.7%が就労しており、前回調査の 73.5%と比べて 1.2 ポイント上昇しています。保育環境整備の進展や幼児教育・保育の無償化等により、就労を希望する保護者は増加傾向にあります。

2 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的にご利用している教育・保育事業は「幼稚園」が最も多く 44.6%（前回：53.8%、9.2 ポイント減少）となっています。続いて「認定こども園」27.7%（前回：14.5%、13.2 ポイント上昇）、「保育園」23.1%（前回：41.6%、18.5 ポイント減少）となっています。

認定こども園の創設や移行が進んでいますが、幼稚園の需要も高いことがうかがえます。

3 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

利用状況は「子育て支援ひろば」と「こども館」を合わせると 26.4%（前回：20.6%、5.8 ポイント上昇）となっています。続いて「幼稚園の子育て支援事業」が 5.9%、「親子ひろば」が 4.5%となっています。一方で「利用していない」は 69.2%（前回 71.8%、2.6 ポイント減少）で最も多い割合になっており、今後さらなる利用向上のための啓発が必要です。

4 放課後児童会の利用状況について（小学生保護者）

平日の利用状況は「週4日以上利用している」が11.4%（前回15.6%、4.2ポイント減少）、「週1～3日利用している」が1.4%（前回：1.7%、0.3ポイント減少）となっています。一方で「利用していない」は77.0%（前回：78.6%、1.6ポイント減少）で最も多い割合になっています。しかしながら、待機児童は解消されていない現状があるため、引き続き待機児童の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

5 子供の貧困対策について（複数回答可）

「必要だと考える困窮家庭（世帯）を支える取組み」では、「居場所づくり」が80.8%、「学習支援」が66.7%、「子ども食堂」が65.9%の順に割合が多くなっています。

そのほか「支援者による家庭訪問」（31.0%）、「近隣住民による見守り」（25.4%）など、現状を踏まえ社会全体で支援する取組みが求められています。

※調査結果（主なもの）を数値で表すグラフはP.60以降に記載しています。

II 調査結果の考察



ニーズ調査の結果を基に、プランの主要施策である、子ども・子育て支援法で定める重点的に取り組む15事業について下記のとおり考察します。

考察を受け、子ども・子育て支援事業においては、ニーズ調査結果を基に各年度における教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容を設定します。量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情を踏まえ、適切な計画となるよう、今回得られた結果を考慮し盛り込んでいきます。

重点的に取り組む事業（15事業）

(1) 就学前における教育・保育の提供

No.	事業名	ニーズ調査結果に基づく考察
1	認定こども園（2・3号）、保育所	幼稚園の利用希望は55.7%と前回の68.9%から13.2ポイント減となっているものの、ニーズとしては幼稚園が最も高い状況が継続している。一方、認定こども園は38.8%と前回より21.4ポイント増となっており、働き方改革の推進等により働きながら子育てを希望する0～2歳児の保護者が増加しているものと考えられる。
	認定こども園（1号）、幼稚園	今回初めて調査した無償化未実施後の教育・保育施設の利用希望では、「幼稚園と幼稚園の預かり保育」が51.2%で最も多い。無償化により保育料の負担が軽減されることで、預かり保育の利用希望が増加し、幼稚園におけるサービスクラスが期待されているものと推察される。一方、認定こども園や保育所の利用希望がいずれも40%以上であること、また、施設を運営際に「受入可能な年齢」を重視すると回答した人の、利用を開始したい子供の年齢は、2歳以下が全体の59%となっており、低年齢からの利用希望が高いことを踏まえ、3号認定（1～2歳児）の利用希望（利用率）と2号認定（3～5歳児）を同程度に見込む必要があると考える。
2	地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)	このような多様なニーズに対応した、教育・保育環境の整備が求められていると推察される。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

No.	事業名	ニーズ調査結果に基づく考察
1	(1)特定型利用者支援事業	<p>利用希望調査では「浜松市子育て情報サイトびっぴ」の利用希望が75.6%と前回調査の65.3%から10.3ポイント増となっている。このことから、子育てに関する情報のニーズが高い状況が継続していることが見てとれる。<u>保護者が幅広く子育てに関する情報提供を希望している状況であることから、保育サービス相談員の有効活用を含め、より精度が高く適切な支援を、ワンストップで行うことができる体制が求められるものと推察される。</u></p>
	(2)母子保健型利用者支援事業	<p>利用希望調査では「浜松市子育て情報サイトびっぴ」の利用希望が75.6%で最も多く、以下「はままつ子育てガイド」61.2%、「はまぎくQ&Aサイト」59.8%、「親子すこやか相談などの相談事業」57.5%、「保育園などの園庭の開放」54.6%となっている。</p> <p>前回調査と比較して、子育て支援に関する事業認知度が高まっている傾向があり、実際の利用や利用希望も増加傾向である。</p> <p>また、「親子すこやか相談などの相談事業」についても認知度や利用希望が高い値となっている。</p> <p>こうしたことから、子育て中の親子にとって、子育て情報を収集するだけでなく、気軽な場所で相談したいというニーズも高いと推察される。</p> <p>そのため、身近な場所である各区役所で今後も継続して実施することが必要と考える。</p>
2	時間外保育事業(延長保育事業等)	<p>平日の定期的な数台・保育の利用時間・利用希望時間について、1日当たりの利用時間では、「6時間」が20.7%で最も多く、以下「5時間」が18.7%、「10時間」が14.3%となっている。利用希望時間では、「8時間」が15.7%で最も多く、以下「6時間」が13.5%、「7時間」が13.4%となっている。</p> <p>利用時間・利用希望時間ともに、前回から大きな変化はなく、実際の利用時間より利用希望時間が多い傾向も前回と同様である。</p> <p>このため、延長保育事業のニーズは引き続き高いものと推察される。</p> <p>本市では、延長保育を利用できる体制を整えているため、今後も引き続き現状の体制を維持し、利用者ニーズに対応していく必要がある。</p>
3	放課後児童健全育成事業	<p>「就学前児童保護者」を対象とした利用希望調査では、小学校低学年(1～3年生)の希望は39.2%と前回調査より5.4ポイントの増加、小学校高学年(4～6年生)の希望は22.1%と前回調査より2.2ポイント増加していることから、<u>保育ニーズの増加が放課後児童会の利用希望増加に繋がるものと考えられる。</u></p> <p>一方で、「小学生保護者」を対象とした同調査では、利用希望が25.3%と前回調査より9.7ポイント減少している。就学前児童保護者のニーズが増加している反面、小学生保護者のニーズは減少するというミスマッチがあることから、<u>就学後の利用実績も考慮し、実情にマッチした事業計画が必要と考える。</u></p>

No.	事業名	ニーズ調査結果に基づく考察
4	子育て短期支援事業	<p>保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、泊まりがけで子供を家族以外へ預ける必要があった時の対応法は、「（同居者を含む）親族や知人にみてもらった」が前回の調査と同様に最も高く、90.2%と前回に比べ2.5ポイント上がっている。しかしながら、「親族・知人にみてもらう困難」は、前回より改善はしているものの「頼みにくい」が37.0%（前回：39.7%）となっており、女性の働き方が変化しているなか、子育て短期支援事業の利用希望は潜在的に高いものと推察される。</p>
5	乳児家庭全戸訪問事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、引き続き全戸訪問を目標として必要な量の確保に努める。</p>
6	(1)保育支援訪問事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、適正な保育訪問支援員の確保に努める。</p>
	(2)子どもを守るネットワーク機能強化事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ引き続きネットワーク機能強化に努める。</p>
7	地域子育て支援拠点事業	<p>利用希望調査では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が58.8%と前回から5.6ポイント高くなっている一方で、「利用していないが、今後利用したい」が23.7%（前回：27.4%）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が11.6%（前回：13.3%）となるなど、保台園等の入所率の上昇に伴い、対象者数増などニーズ量については、落ち着いてきていると考える。今後は、子育て支援の場の上やメニューの拡充に努め、利用者のニーズに応えていく。</p>

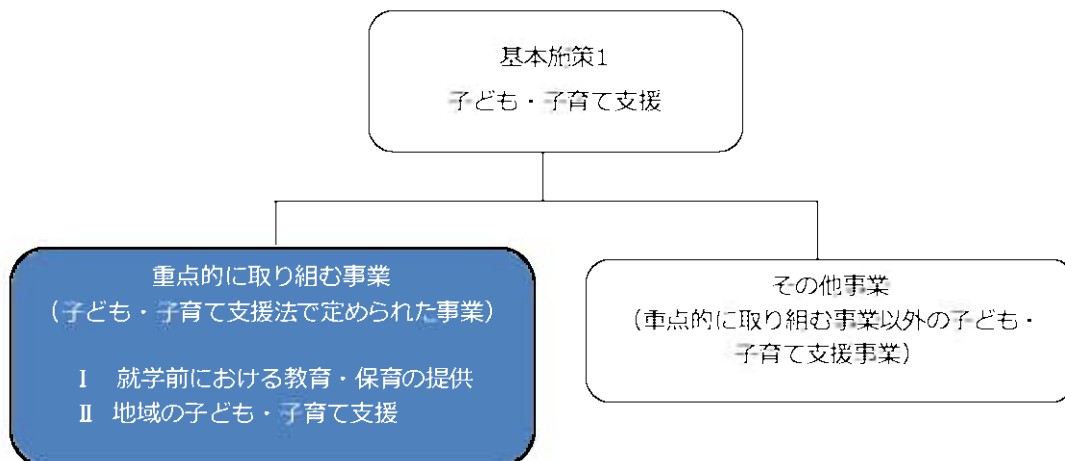
No.	事業名	ニーズ調査結果に基づく考察
8	(1)一般型一時預かり事業	<p>利用状況調査では、「利用していない」が83.0%と前回の81.6%から大きな変化はない。その理由としては、「特に利用する必要がない」が65.7%で最も多いものの、前回77.2%からは11.5ポイント減となっており、「無回答」が12.3%と前回より11.9ポイント増となっている。</p> <p>また、同調査では、「利用したい」は39.4%と前回の37.4%から大きな変化はない。望ましい事業形態は「幼稚園・保育園などで子供を保育する事業」が90.2%と、前回84.4%から5.8ポイント増となっている。</p> <p>保育所等の整備を進め、定員が拡大していることに伴い、入所児童数も増加していることから、<u>現状では一般型一時預かり事業の利用者は減少傾向にあり、今後も減少していくと推察される。</u></p>
	(2)幼稚園型一時預かり事業	<p>利用状況調査では、<u>定期的利用5.6%、不定期的利用10.4%を合わせて16.0%である一方、利用希望調査では、定期的な利用希望が22.2%である。</u></p> <p>また、無償化実施後の教員・保育施設の利用希望では、「幼稚園と幼稚園の預かり保育」が51.2%で最も多いことから、<u>ニーズは高まっていると推察される。</u></p> <p>昨年度、2歳児の定期的な預かり保育の状況が整ったこともあり、<u>今後利用数は増加すると推察される。</u></p> <p>また、教員・保育施設の少ないエリア等の地域性を考慮し環境を整えていく必要があると考える。</p>
9	病児保育事業	<p>利用希望調査では「利用したいとは思わない」が64.5%、「できれば利用したい」が34.9%となっており、利用希望は、前回の36.4%から大きな変化はないことから、<u>今後も現状程度のニーズが継続すると推察される。</u></p>
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	<p>利用状況調査では、一時預かり(3.4%)や幼稚園の預かり保育(10.4%)と比べると、ファミリーサポートセンターは0.7%(前回:1.0%)と低い傾向にあるが、<u>今後、幼児教育無償化による利用者の増加など、潜在的なニーズは高まっていくと推察される。</u></p>
11	妊婦健康診査事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、実績を基に必要な量の確保に努める。</p>
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ適切に事業を推進していく。</p>
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ適切に事業を推進していく。</p>

第4章 事業計画

I 施策体系

就学前における教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援を実施するにあたり、「重点的に取り組む事業」(子ども・子育て支援法に定められた事業)と「その他の事業」(重点的に取り組む事業以外の子ども・子育て支援事業)の2つの施策を柱とした事業を展開していきます。

この章では主に子ども・子育て支援法に定める「重点的に取り組む事業」について記載します。



II 提供区域の設定

1 考察した諸条件

就学前における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定は、地域の実状に応じた適切な区域で行うことが重要です。本市では、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に基づき、次のとおり提供区域設定のための諸条件を考察します。

地理的条件・人口・交通事情等について

本市は、天竜川中流域の中山間地から天竜川下流域の遠州灘までの総面積 1558.06 km²と、広大な市域を有しています。

平成 31 年の住民基本台帳における本市の総人口は、802,728 人であり、バス交通、道路交通網が発達しておりインフラ整備が進んでいる地域の居住割合が高く、中区約 30%、東区約 16%、西区約 14%になっています。天竜区等の中山間地域は、人口減少による過疎化や高齢化が進んでいます。

就学前における教育・保育の利用状況

- 0歳児で14.7%の就園率が1・2歳児では40.4%へと上昇する傾向にあります。
- 3歳から5歳までの園児のうち、約60%が幼稚園（認定こども園の幼稚園機能を含む）を利用しています。
- 令和元年度の幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能（1号認定）のある施設は合わせて163園、園児数は12,408人（5/1時点）です。定員に対する園児数の割合は66.0%となっています。
- 令和元年度の認定こども園の保育所機能（2・3号認定）のある施設及び保育所は合計123園で、園児数は12,742人です。定員に対する園児数の割合は86.9%となっています。
- 令和元年度の地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）は43園で、地域枠の園児数は532人です。定員に対する園児数の割合は83.8%となっています。

就学前における教育・保育を提供するための施設の整備状況

- 市立幼稚園・保育所の老朽化した施設については、順次改修工事を行い保全に努めています。
- 私立幼稚園の認定こども園への移行を目的とする改築等に対して補助を行っています。
- 私立認定こども園・保育所は、令和2年4月に、創設2園(170人定員増)と増改築3園(30人定員増)により、200人の定員増を行います。さらに、令和3年4月に幼保連携型認定こども園や保育所を創設する等500人程度の定員増を行う予定です。
- 地域型保育事業は、令和2年4月に小規模保育事業等の新設により、110人の定員増を行います。
- 平成31年4月時点で、本市は認可外保育施設が68施設あります。そのうち、企業主導型は28施設で、定員は昨年度から148人（11施設）増えて554人となっています。

その他社会的条件(地域との関わり)

子育てや子供の育ちを支えていくために、認定こども園、幼稚園、保育所及び小中学校は、各地域における自治会、子ども会、スポーツ少年団等の子ども育成団体と協力して、子供が健やかに育つことができる地域づくりに取り組んでいます。

認定こども園、幼稚園、保育所においては、高齢者とのふれあいの時間や、小中高生による保育体験等、地域の様々な年代の人たちとの関わりを深めています。

2 就学前における教育・保育、地域型保育事業の提供区域

本市では、前記諸条件をもとに総合的に考慮した結果、就学前における教育・保育施設の提供区域、地域型保育事業の提供区域について次のとおり定めます。

就学前における教育・保育施設の提供区域

No.	区 分	提供区域
1	認定こども園、幼稚園、保育所	浜松市全域 ^(※)
<p>《理由》</p> <p>就学前における教育・保育施設は、浜松市全域の認定こども園、保育所等の中から、利用者が行政区域を越えて希望する施設を選択することが可能であり、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる浜松市全域を提供区域として設定します。</p>		

地域型保育事業の提供区域

No.	区 分	提供区域
2	家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業	浜松市全域 ^(※)
<p>《理由》</p> <p>地域型保育事業は、浜松市全域の小規模保育事業の中から、利用者が行政区域を越えて希望する施設を選択することが可能であり、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる浜松市全域を提供区域として設定します。</p>		

(※)は提供区域が第1期プランの「行政区」から第2期プランでは「浜松市全域」に変更となった事業。以下、No.9 病児保育事業まで同じ。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに提供区域を考慮し設定しました。設定理由は、それぞれ記載のとおりです。

No.	区 分	提供区域
1	利用者支援事業（特定型・母子保健型）	行政区
<p>理由</p> <p>特定型利用者支援事業は、各区役所で保育所等の利用申し込みの際、各家庭の状況を聞き取り、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。</p> <p>また、母子保健型利用者支援事業は、各区役所や保健センター等で保健師・助産師が母子健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。</p> <p>それぞれ、地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。</p>		
2	時間外保育事業(延長保育事業等)	浜松市全域 ^(※)
<p>理由</p> <p>時間外保育事業の提供場所は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施施設であり、その提供区域は浜松市全域であるため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
3	放課後児童健全育成事業	行政区
<p>理由</p> <p>放課後児童健全育成事業は、小学校区ごとに実施しており、地域の実情把握や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。</p>		
4	子育て短期支援事業	浜松市全域
<p>理由</p> <p>子育て短期支援事業は、緊急性を要する事業で、その提供施設は児童養護施設や医療機関等であり、児童の年齢や施設側の状況等により受け入れ施設が決まることから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		

No.	区 分	提供区域
5	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
<p>理由</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業は、子育てに関する情報の提供及び訪問後の継続支援等を行うことから、各区役所が中心となり情報提供や相談・援助を実施することが望ましいため、行政区を提供区域と設定します。</p>		
6	(1)養育支援訪問事業 (2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(1)浜松市全域(※) (2)行政区
<p>理由</p> <p>(1) 養育支援訪問事業は、子育てについて支援が必要と認められる養育者等に対し、保健師、保育士、ヘルパー等の支援者が訪問して、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行う事業であるが、利用者が居住する行政区にかかわらず、必要な支援内容に応じた支援者の訪問を受けることができるため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p> <p>(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、区ごとに要保護児童対策地域協議会を設けて実施しており、地域の要保護児童等の把握・対応や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。</p>		
7	地域子育て支援拠点事業	行政区
<p>理由</p> <p>地域子育て支援拠点事業は、行政区にかかわらず、利用者が子育て支援ひろば等を利用できる事業であるが、身近な地域の交流等を通じて子育て力を高めていくものであるため、行政区を提供区域と設定します。</p>		
8	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)	浜松市全域(※)
<p>理由</p> <p>一般型一時預かり事業は、浜松市全域の認定こども園・保育所等の中から施設を選択できることから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p> <p>また、幼稚園型一時預かり事業は、提供場所である認定こども園・幼稚園で実施することから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		

No.	区 分	提供区域
9	病児保育事業	浜松市全域 ^(※)
<p>理由</p> <p>病児保育事業は、行政区域を越えて利用者が希望する施設を選ぶことができ、施設側の状況等により受け入れる施設が決まることから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	浜松市全域
<p>理由</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業は、行政区域を越えての相互活動が展開されるため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
11	妊婦健康診査事業	浜松市全域
<p>理由</p> <p>妊婦健康診査事業は、妊婦が望む医療機関での受診を可能とすることが望ましいこと、また、県内統一の事業であり、県が指定する医療機関であれば市内全域の医療機関で受診が可能であることから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	浜松市全域
<p>理由</p> <p>実費徴収に係る補足給付を行う事業は、市内全域の各施設を利用する低所得世帯等を対象とするため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	浜松市全域
<p>理由</p> <p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、市内全域の認定こども園を対象として、特別支援教育・保育経費を補助するため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		

Ⅲ 就学前における教育・保育



1 質の高い教育・保育の提供

(1) 基本的な考え方

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。こうしたことから、本市が目指す「人づくり」の取組みの中で、就学前における質の高い教育・保育のさらなる充実を図ります。

【参考】第3次浜松市教育総合計画における教育理念

「未来へかがやく創造都市」を目指し、創造的に考え、行動できる「未来創造への人づくり」と、市民総がかりで「人づくり」に取り組んでいく「市民協働による人づくり」を教育理念とします。

(2) 提供のための取組み

発達段階や一人一人のニーズに応じた就学前における教育・保育の提供

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、「幼児期に育てたい力」教職員用指導資料（令和元年度改訂版）を活用し、それぞれの施設の特徴や地域の実状に応じて、「自分のことを自分でする力」「人と関わる力」「身近なものや出来事と関わる力」を育てます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、地域の人材・環境等の資源を活用し、多様な体験ができるようにします。
- 市は、子供の可能性を最大限に伸ばすため、障がいのある子供や医療的ケアが必要な子供、外国人の子供等、成長・発達に合わせた適切な支援体制の整備に努めます。

認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校の連携・接続の体制づくりの推進

- 市は、認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携体制を整え、円滑な接続に努めます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校は、職員間の交流を図ります。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校は、幼児と児童の交流を図ります。

保育教諭、保育士の確保

- 認定こども園、保育所等は、大学等の教員養成機関や指定保育士養成施設の保育実習の受入等に協力し、就学前における教育・保育施設等の情報提供を積極的に行い、新規卒業者の確保に努めます。
- 市は、保育士等が継続して働き続けられるよう、保育士等の処遇や労働環境等の向上を図るための支援を行います。
- 市は、潜在保育士等の再就職の支援を行うため、職場復帰に必要な研修等の実施体制の充実に努めます。

保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、職場における研修の充実に努めます。
- 市は、経験年数や課題等に応じた研修体系を整備し、研修を計画的に実施します。
- 市は、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等による合同研修の実施や指導方法等、専門性の向上を図るための助言等を行います。

子育て支援の充実、家庭の教育力の向上

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、保護者に対する相談体制の整備や保護者の学びを支援する学習機会の提供を推進し、子育ての不安、孤立感の解消に努めます。
- 市は、保護者に子供の発達に関する理解を促し、子育ての大切なポイントの啓発に努めます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、保護者に対して、子供の育ちを記入することができる「はますくファイル」の活用を促進し、家庭との連携を充実させます。
- 市は、利用者支援事業、子育て支援拠点事業等を行い、保護者への子育て支援に努めます。

事故発生防止のための取組み

市、認定こども園、幼稚園、保育所等は連携し、事故発生防止に努めます。また、死亡事故等の重大事故が発生した場合、市は事例検証や課題抽出を行い、必要な再発防止策を講じるよう指導します。

適切な指導監督、評価等の実施

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、就学前における教育・保育の質の向上を図るため、自己評価、関係者評価等を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。
- 市は、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他の規定に基づき、必要な指導・監査を実施します。

(3) 質の高い教育・保育の推進についての協議

認定こども園、幼稚園、保育所、学校代表、保護者代表、関係課等は連携し、就学前における質の高い教育・保育の推進について協議します。

2 保育利用率の目標数値

3歳未満児の保育所等の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内における本市の保育利用率の目標数値は次のとおりです。

全体 43.67%

【参考】満1歳未満児 39.44%、満1歳児及び満2歳児 47.78%

3 量の見込み、確保の内容とその実施時期

量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

認定こども園や保育所の新設等により、待機児童の状況に応じて2号認定・3号認定の定員を確保します。

【全市域】

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号	量の見込み①	9,109	8,810	8,549	8,391	8,293	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	5,078	5,143	5,143	5,143	5,143
		(確認を受けない幼稚園)	7,825	7,735	7,735	7,735	7,735
	②-①	3,794	4,068	4,329	4,487	4,585	
2号	量の見込み①	9,547	9,234	8,961	8,794	8,692	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	2,628	2,542	2,467	2,421	2,393
		上記以外	6,919	6,692	6,494	6,373	6,299
	確保の内容②	特定教育・保育施設	9,277	9,300	9,324	9,336	9,348
		(認証保育所)	270	270	270	270	270
	②-①	0	336	633	812	926	
3号 0歳児	量の見込み①	2,355	2,316	2,277	2,235	2,195	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	2,112	2,119	2,123	2,125	2,127
		特定地域型保育事業	186	260	337	375	413
		(認証保育所)	57	57	57	57	57
	②-①	0	120	240	322	402	
3号 1、2歳児	量の見込み①	5,940	5,886	5,789	5,692	5,590	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	5,225	5,238	5,250	5,256	5,262
		特定地域型保育事業	564	781	1,004	1,116	1,228
		(認証保育所)	151	151	151	151	151
	②-①	0	284	616	831	1,051	